

2025(令和 7)年度
光徳子供学園事業計画書

社会福祉法人 光徳子供学園

【光徳子供学園の理念】

ひか かがや とく かさ
光り輝き 徳を重ねる

「光り輝き」には、鳥取県出身で近江学園（知的障害のある子どもの教育・医療を行う入所施設）を創設するなど、「社会福祉の父」と呼ばれた系賀一雄先生の言葉「この子らを世の光に」のごとく、一人ひとり生まれながらにいつでも光り輝くかけがえのない存在であろうとする能動的な意識が込められています。

「徳を重ねる」には、光徳という名前の由来と考えられている諸葛亮の思想のごとく、善い行いを積み重ねていくことを通して、自分に自信や誇りをもち、まわりの人とのかわりやつながりを広げたり深めたりしながら、自他のよさや違いに気づき、互いに認め励まし合うことで、幸せに生きようとする能動的な意識が込められています。

【光徳子供学園の基本方針】

基本方針のベースにはいずれも、児童福祉事業の先駆者たちによる伝統的な理念である「共生共育」（ともに生き、ともに育ち合う）の考え方が貫かれています。

1. 児童の健康安全の管理に留意し、可能な限り家庭的養育を行うように努めます。
（安心・安全）

「三能主義」（よく食べ、よく働き、よく眠る）

2. 児童と職員の信頼関係を重視し、共に生きる尊さ、共に生きる喜びを体得することに努めます。
（信頼・感謝）

「with の精神」（ともにある）

3. 心身の発達段階に応じた生活体験を通して、情緒の安定と自立心を養うことに努めます。
（自立・自律）

「情性の教育」（規律教育ではなく、子どものあるがままを受け止め、心を育てる教育）

4. 集団の中の個を自覚し、社会の健全な一員となるため、自ら努力する児童の育成に努めます。
（社会性）

「蓬生麻中不扶自直」（単独では曲がりくねる蓬も、まっすぐ伸びる麻の中に生えたと、寄りかかることなく自分で矯正していくことから、良い環境があれば、特別なことをしなくても子どもはすくすく育つ）

○令和7年度の取り組み(☆は重点項目)

運営

1. 統括体制の充実

- ・組織としての対応(稟議、伺い、情報共有等)を周知徹底する。

2. コンプライアンス(法令遵守)の徹底

- ・年度初め、職員会、事案発生時等、適宜全職員にアナウンスし、未然防止、早期対応、再発防止の徹底を図る。
- ・研修会等に参加し、意識を高める。

3. 施設運営の健全化

- ・社会的養護の動向、子ども達の状況の変化、地域の資源やニーズ等を的確に把握しながら、短期のみならず中長期的視野に立って施設運営を進める。
- ・業務の効率化と経営状況の改善に取り組む。

☆4. 職員の人財育成・確保

- ・研修委員が中心となり、年間計画をもとに研修を進める。
- ・園内研修やケース会議では、みんなでブラッシュアップするために全員が発言する。
- ・外部研修は自主的な伺いを尊重し、内容を精査して承認する。
- ・速やかに口頭復命と復命書作成を行い、園内研修にて学びを共有する。
- ・統括主任、棟長、ホーム長はそれぞれの管轄に応じた広い視野を持ち、職員へ適切な指導助言を行う。
また、園の運営にも積極的に参加する。
- ・統括主任は、棟やホームを掌握し、棟長やホーム長と連携しながら特色あるホーム運営の展開に必要なスーパーバイズ(指導教育)を行う。
- ・棟長は、棟を掌握し、両ホーム長を支えながら相談しやすい雰囲気作りに努める。両ホーム長が主体的に行動できるよう観察し、指導助言する。
- ・ホーム長は、子どもの意見をもとにした特色あるホーム作りに努めるとともに、職員への配慮や適切な助言を行いながら、チームでの連携を強化する。
- ・ホーム職員は、ホーム長に支持し、報告・連絡・相談に努めながらチーム連携を心がける。
- ・専門職は、専門的な知識や技能の研鑽に努め、職員に適切なスーパーバイズを行う。
- ・就職説明会への参加、実習生や大学教員との交流、採用試験の周知等を積極的に行い、職員の人財確保に努める。

支援

☆1. 安全で安心できる生活の保障

・園内の環境整備

子ども達が気持ちよく生活できるように花・野菜植え、草取り、ごみ拾い、遊具の点検、危険個所のチェック、子ども達の健康に留意しホーム内外の清掃を行う。整理整頓された空間で当たり前で過ごすことが出来るよう心掛ける。

また、感染症等の防止のための衛生管理を行い、児童への促しも含め、園内での蔓延を防ぐ。

・ヒヤリハットの情報を共有化し施設内での事故防止を徹底する

職員の気づきを共有し、子ども達のささいなアクションを見逃さないようにする。トラブルの未然防止のための検証を行い、策を何通りか用意し、あわてず冷静に対応する。

・子ども達に対し、いかなる理由があっても精神的圧力、暴力、放任などの不適切な関わりをしない

不適切な養育を受けてきた子ども達は、時に不適切な関係を正当化しようとする。職員は子ども達の背景を理解し、巻き込まれないようにする。不適切な関わりは正しても、子ども自身が否定されたと感じないような専門的な関わりを実践する。とくに、子どもからの要望は真摯に受け止め、迅速かつ丁寧に対応する。

・話し合いの文化を育て、子ども達と一緒にホーム生活を作る

子ども達の意見を取り入れたホーム作りをする。子どもの意見の言いなりではなく、子どもの利益を考え、意見を尊重しつつも、より良い方向に導くことが出来るよう努力する。

子ども達同士のトラブルも暴力での解決ではなく、時間はかかるかもしれないが、話し合いでの解決を目指す。

子ども達がホームで話しやすいような雰囲気作りに努め、食事時間、余暇時間などを工夫する。

2. 子どもへの個別的援助による、愛着関係、信頼関係の形成(養育)

養育とは、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする。(全養協 児童養護における養育のあり方に関する特別委員会)

・日々の生活の中での何気ない思慮ある愛情を持った関わりを継続していく。

不適切な環境で過ごしてきた子ども達との関係は、日常の生活の中で適切な関係を具体的に意識し、一貫性を持ち継続して行うことで確立していく。長期の関わりが必要だが、時間をかけるだけがよいわけではなく、関わり方、質について考えていく。単なる愛情だけではなく、児童養護施設職員はその子どもに何が必要か、どうしたら子どもに理解してもらえるか考えたうえでの愛情を持った関わりを求められている。

間接的な関わりの中에서도思慮ある愛情を持った関わりをする。

子ども達にとって今だけではなく将来を見通した関わりを行う。学園生活は子ども達の人生の一コマではあるが、私たち職員は子ども達の人生の中で大きな環境となっていること、影響を与えていることを念頭に支援する。

・個別的援助

個別的援助とは、単に1対1で個別に過ごす時間が長い養育を意味するのではない。子ども一人ひとりの気持ちや、傷つきや発達段階等のアセスメントに基づいて、その子どもが最も安心できる大人との距離や、一緒にいる時間の長さを模索することが必要である。

安心、安全の生活をベースに、子どもの主体性を尊重した関わりを行う。

・気づきのセンスを働かせる

理論を尺度で子どもに当てはめるのではなく、事実の現象を素直に見つめる、見守るまなざしが大切である。ここから「気づく」「発見する」「感動する」センス(思慮、分別)などを働かせる。

・食と生活

愛着や関係性を育むという視点から「食」を大切なものと位置づけ、食の養育における意味を「人間関係」形成上大きな要素と捉える。ルーティーンワーク化することなく、子どもとの関係をつなぐ「場」として取り組む。

ダイニングの生活空間は「食」を通して育まれる関係性に大きな影響力を持っている。

・一人ひとりに合わせた自立支援計画票と「幸せシート」を作成し、生活の中で支援実践していく。

毎年多職種の意見を取り入れた自立支援計画票を作成する。それをもとにした「幸せシート」を月ごとに作成し、短・中・長期の課題と具体的な援助内容を明確にして取り組みながらタームリーな評価や目標・修正が行えるようにする。

ライフプラン、すくすくだよりも活用し、子どもの気持ち、保護者の気持ちを反映した生活での支援を行う。また、発達障がい、愛着障がい等の子ども達が増えており、支援も多岐に渡っている。個別の関わりを通し、子どもの発達に合わせた支援を行う。

3. 職員の専門職としての資質向上を図る

・求められる職員とは、子どもとともに成長しようという大人である。

社会的養護における自らの役割を理解し、これらの向上を図り続ける姿勢とそのために必要な資質を身につけていく。

言葉や技法の会得はもちろんのこと、子どもと一緒に行動してくれる人、生活に根差した知恵や感性をもち、ユーモアのセンスのある人、善悪の判断をきっぱりと示し、いざというときに頼りになる人でありたい。人は相手の器に応じて自分を開示する。私たちは常に 自らのありかたを問われている。

・専門職として温かな心と冷静な判断により子どもを育むことが出来るよう、主体的な研修の参加、自己研鑽に努める

研修で習得した内容は、頭の理解だけではなく、実践で活用し、子ども達に還元していく。還元できてこそその専門性である。また、研修で習得した学びを実践できるよう相互協力を行い、環境を整える。変わる、変える時はエネルギーが必要であるが、その先に待つものを信じ、実践していく。

関わりが難しい子ども達が施設を利用することが多い。分からないこと、困難なことはそのままにせず、自らアクションを起こし、解決に向かうことが出来るよう努める。

研修で学んだものは自分の糧になる。行かされているという感覚では、良い研修を受けても自分のものにはならない。どの研修も受ける姿勢により取得できるものは変わってくる。園内の研修だけではなく、自主的に自分を磨く努力もする。良い研修の実践は、1 人で行っても子どもに届きにくい。ホーム全体または施設全体で取り組むことが大切である。新しいことへのチャレンジを共有し行っていく。

・日々の報告・連絡・相談を確実にし、家族や支援機関などと協力しながら、チームで援助内容の向上に努める

情報共有する必要性は子ども達に不利益が起らないようにである。連絡会、ホーム内引継ぎ等を工夫し確実なものとし、子ども達の様子の把握、支援に当たる。とくに、重要なことほど、早期に直接口頭で伝える。

より良きチームワークは、養育環境を豊かにすることにつながり、子どもの成長、回復に役立つものである。チームワークは仕事の能率をあげるというだけでなく、子どもの身近な人間関係で、協調できるということへの気づき、大人への信頼を学ぶ機会を生む。

養育を担う職員は援助する側となるが、他の職員から援助される側であることも理解し、職員の抱え込みが起らないよう相互補完的な関係のチームワークが必要である。また、職員同士の普段からのさりげないフォローの積み重ねは、職員のチームワークに多大に影響する。お互い感謝の気持ちを忘れず協力することで、子ども達への支援についての伝わり方も変化していく。

多職種、職員の縦横の連携を駆使し、職員全体で子どもの支援を行う。多職種のミーティング、スーパービジョン、建設的な意見の交換を活発に行い、多角的に支援に当たる。

家族には電話や、面会時等を利用し、子ども達の状況を伝え、理解、協力をもとめていく。

また、支援機関とも子どもの状況が正しく伝わるよう密な連携をはかり、協働していく。支援機関、相談機関の拡充を行う。

日々、子ども達から学ぶ姿勢を忘れず、職員自身振り返りや見直しを行いながら、子ども達にとってよりよい支援は何かを追求していく。

4. 子どもの権利擁護についての取り組み

権利ノートを使用した面談、各ホームに意見箱を設置。

運営適正化委員会のポスター掲示。

日々の生活の中での様子を把握する。権利擁護に関わる事案については、権利擁護委員会が関わっていく。

子どもアドボカシーの取り組み。アドボカシーを職員も子どもも学び、子どもの意見を聴く機会の確保、また子どもたちへ説明する際は、分かりやすい説明を行っていき、納得しているか確認をしながら、していない時は継続的に話をし、聴いていく。

小、中、高校生会実施。子ども自身が自分たちの生活について主体的に考え、意見が園に反映できるような活動が行えるよう支援する。また、h&hへの積極的な参加を促していく。

施設長や職員が子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加し、人権感覚を磨くことで、施設全体で権利擁護の姿勢を持つ。また、子どもにも勉強会参加を促していく。

人権に配慮した養育・支援を行うために、職員一人ひとりの倫理観、人間性並びに 職員としての職務及び責任の理解と自覚を持つ。

☆5. セカンドステップの実施

施設内虐待防止、子どもが加害者にならないための取り組み。全職員がセカンドステップ研修を受ける。

社会的スキルを身につけ、感情のコントロールが出来るよう小学生に実施する。

6. 性教育実施

性教育は生きるための心(性)の教育である。

職員が研修受講の継続、職員同士の話し合い等を行い、子どもとの間での性の話の苦手意識をなくすよう取り組む。

自分を大切にすること、人を大切にすることを生活の中で体得できるように、個々に合わせた支援に当たる。

年齢に合わせた学習ができるようなプログラム作り、また勉強会の実施。

○令和7年度計画(短期計画)

- ・ホームの満床化(目標24名)
- ・ファンクラブ(後援会)の立ち上げ
- ・候補事業開設の準備(調査、協議、申請、整備等)
- ・行政や民間との連携
 - 大山町・鳥取県や民間組織と地域の資源やニーズについて協議し、業務の連携や効率化を模索
 - 市町村子育て短期支援事業の整備・拡充
 - 空山ポニー牧場(乗馬体験会)や大山馬野背クラブ(今後の事業展開を模索)との連携
- ・カフェ&フードスペースの開設(飲食を通じて住民と交流しながら地域の資源やニーズの掘り起こし)

○令和8～11年度(中長期計画) ※候補事業

- ・地域小規模児童養護施設
- ・一時保護専用施設
- ・児童自立生活援助事業
- ・児童家庭支援センター

○令和7年度 年間行事計画

月	学園内	学校	月	学園内	学校
4月	花見(歓迎会)	入園・入学式 (小)遠足 (中)修学旅行 (小・中)参観日 (小・中)PTA 総会 (小)情報交換会	10月	学園祭り	(小)参観日 (小)学習発表会 (高)体育祭、文化祭
5月	子どもの日行事 法人理事会 BBQ	(小)遠足 (中)情報交換会 (小)運動会	11月	芋ほり 焼き芋大会	(小)参観日 (中)文化祭
6月	三児相ケース連絡会 ちまき作り 法人評議員会 野菜の苗植え	(小)参観日	12月	クリスマス会 餅つき大会 年末年始一時帰省 年末大掃除	(小)参観日 期末懇談
7月	県養交流キャンプ 海水浴 七夕飾り えびす祭り BBQ	期末懇談 (小・中)親子行事	1月	初詣 冬休み中行事 学園スキー	
8月	里親会行事 盆一時帰省 学園旅行 カヤック 沢登り体験&BBQ	(小)登校日 (小・中)親子行事	2月	節分 学園スキー	(中)県立推薦入試 (中)私立一般入試 (小)参観日 (中)参観日

	自然塾 クルージング				
9 月	体験の風行事	(中)体育祭	3 月	ひな祭り 法人理事会 送別会 ホーム外出	(中)県立一般入試 (小・中)学期末懇談 卒園・卒業式
・避難訓練(毎月1回) ・健康診断(年2回) ・グループワーク(年4回) ・職員研修会 ・中学校勉強会(週1回) ・セカンドステップ ・高校生会 ・中学生会 ・小学生会			【会議】 ・運営会議(毎月1回) ・職員会議(毎月1回) ・ホーム長会議(毎月1回) ・拡大ケース会議(毎月1回) ・ケース会議(月2回) ・ホーム会議(毎月1回) ・連絡会(毎日9時15分より)		